

生活保護基準引下げ訴訟控訴審における公正な審理を求める要請書

生活保護基準引下げ違憲訴訟について、金沢地方裁判所は、2021年11月25日、原告の置かれた厳しい生活実態に触れることなく、原告らの主張を棄却しました。しかも判決文の一部は他の地裁で出された判決文がコピー（コピー&ペースト）されていたという、二重に原告らの人権を侵害するもので、裁判所の姿勢を厳しく批判せざるを得ません。

厚生労働省は2013年8月から2015年4月までの1年9ヶ月で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%引き下げる見直しを行いました(削減額670億円)。これは、生活保護利用者の96%の世帯に影響が及ぶ前例のない引下げでした。

しかし、この引下げは計算式の恣意的な変更によるもので、統計不正による「物価偽装」であることが、大阪、熊本、東京など、全国11か所の地方裁判所にて明らかにされてきました。

コロナ禍で、国民の生活は厳しさを増しています。また、生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、各種社会保険料や医療費自己負担の減免の基準の基にもなっています。そんな中で、生活保護基準の引下げ状態が続くことは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対してその努力を義務づけている憲法第25条に明確に違反するものです。

貴裁判所におかれましては、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

氏名	住所

【取り扱い団体】

「人権を主張する石川の会」

石川県金沢市京町24-14 石川民医連気付 TEL: 076-253-1458